

双葉町仮設焼却第一施設 令和 5 年度維持管理記録

	測定頻度	項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
特定廃棄物処理量	—	処理量 ton	—	4,420.32	3,726.20	3,554.52	3,464.82	1,861.20	636.78	236.86	2,690.02	3,231.23	1,858.55	3,093.47	266.30		
一般廃棄物処理量	—	処理量 ton	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
産業廃棄物処理量	—	処理量 ton	—	0.00	0.00	864.55	817.97	2,144.59	1,585.09	910.46	2,578.58	783.43	744.51	1,080.55	0.00		
燃焼ガス ※1		運転期間の平均値	—														
	連続	燃焼室温度 °C	800以上	952	964	906	915	915	928	936	939	942	936	949	935		
	連続	集じん装置No.1入口温度 °C	200以下	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180		
	連続	煙突一酸化炭素濃度 ppm	100以下	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2		
たい積したばいじんの除去を行った日	—	冷却設備	—	冷却設備および排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去は、仮設焼却炉稼働中は自動で行われる。													
	—	排ガス処理設備	—														
排ガス中のダイオキシン類濃度 ※2	1回/年	排ガス採取位置	—	煙突													
		排ガス採取日	—	4月10日	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
		測定結果通知日	—	4月24日	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
		測定結果 ng-TEQ/m ³ _N	0.1以下	0.0010	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
排ガス中のばい煙量 またはばい煙濃度 ※3	1回/月	排ガス採取位置	—	煙突													
		排ガス採取日	—	4月10日	5月12日	6月2日	7月7日	8月4日	9月5日	10月27日	11月10日	12月1日	1月12日	2月9日	3月1日		
		測定結果通知日	—	4月24日	5月22日	6月12日	7月20日	8月21日	9月19日	11月10日	11月21日	12月14日	1月25日	2月22日	3月15日		
		硫黄酸化物	測定結果 ppm	200以下	1未満	2未満	2	1未満	1	1未満	1未満	1未満	3	1未満	1未満	1未満	
		ばいじん	測定結果 g/m ³ _N	0.04以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
		塩化水素	測定結果 mg/m ³ _N	122以下	36	21	24	30	72	21	20	10	57	35	32	4	
窒素酸化物	測定結果 ppm	250以下	93	99	100	100	100	130	74	100	100	97	110	100			
排ガス中の放射性物質濃度	1回/月	排ガス採取位置	—	煙突													
		排ガス採取日	—	4月10日	5月12日	6月2日	7月7日	8月4日	9月5日	10月27日	11月10日	12月1日	1月12日	2月9日	3月1日		
		測定結果通知日	—	4月24日	5月24日	6月22日	7月24日	8月23日	9月21日	11月10日	11月24日	12月21日	1月24日	2月26日	3月14日		
		放射性物質濃度 ※4	測定結果	¹³⁴ Cs Bq/m ³	※5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
¹³⁷ Cs Bq/m ³	ND			ND		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
合計 Bq/m ³	ND			ND		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		

※1 燃焼ガスの各数値は、連続記録計の平均値を示す。

※2 排ガス中のダイオキシン類濃度の測定について、実施していない月は「—」を記載している。

※3 排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度の基準値は生活環境影響調査で使用した値である。

※4 NDとは検出下限値未満であることを示している。

※5 排ガス中の放射性物質濃度の基準値は、 ^{134}Cs 濃度(Bq/m³)/20(Bq/m³)+ ^{137}Cs 濃度(Bq/m³)/30(Bq/m³)で算出される値が1以下である。